

令和3年

第9回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年9月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第9回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第9回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 9月30日(木) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵	
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	9番 菅 井 茂	
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男	
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	9番 小 林 隆 司	
10番 伊 藤 剛 栄		
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員

1番 曾 我 憲 司
8番 齋 藤 瑞 穂
12番 遠 山 登
16番 大 堀 哲 男

○推進委員

8番 上 松 浩 二
11番 細 山 徹 也
12番 長谷川 政 男

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について
日程第5	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第7	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画の決定について
日程第9	その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年9月定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は、15名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、1番 曾我 委員、8番 齋藤 委員、12番 遠山 委員、16番 大堀 委員の4名です。</p> <p>推進委員の欠席は、8番 上松 推進委員、11番 細山 推進委員、12番 長谷川 推進委員の3名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>14番 笠原 委員、15番 柳 委員、17番 小林 委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、14番 笠原 委員、15番 柳 委員、17番 小林 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、齋藤 局長、木村 次長、齋藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明をいたします。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に農地法第3条の賃貸借権設定の解約になります。</p> <p>受付番号14番、畑江、地目は台帳・現況がともに田、地積1,976㎡、これを含めまして合計2筆、2,987㎡です。</p> <p>契約の内容が平成3年5月2日から平成4年5月3日まで、法定更新されていたものの解約です。解約事由が「農業廃止」のためです。</p>

解約年月日が令和3年9月1日、引渡年月日が令和3年9月30日です。

続きまして、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の解約になります。

受付番号13番、勝屋字堅田（カタダ）、地目は台帳・現況がともに田、地積433㎡、これを含めまして合計2筆、873㎡です。

契約の内容が平成24年4月22日から令和4年4月21日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約年月日が令和3年9月1日、引渡年月日が令和3年9月30日です。

受付番号15番、小浮字諏訪野（スワノ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,041㎡、これを含めまして合計3筆、4,214㎡です。

契約の内容が令和2年1月11日から令和7年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約年月日が令和3年9月1日、引渡年月日が令和3年9月30日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
続きまして、日程第4 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

2ページをご覧ください。
報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について説明をいたします。
受付番号9番、申請者は記載のとおりです。
土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積が232㎡です。新地目が山林です。
申請理由は、申請地は長い間休耕していたところ、雑木等が繁茂し山林状態になっている。
隣地も山林で日当たりが悪く、畑として利用するには難しいためです。
申請地の確認状況は、令和3年8月25日に農業委員4名と事務局2名で確認してまいりました。
申請地は阿賀野川の堤防と砂山集落の宅地に挟まれた農地で、ずっと耕作されておらず森林となっていました。木は杉や雑木で北側に建つ農作業場の屋根を超える高さの大木になっており、阿賀野川の堤防側には竹が密集して生えて、なかは日が当たらず薄暗くなっていました。
農地として復旧するには極めて困難な状況にあり、仮に農地として復元しても、周囲の状況や土地の形状から継続して利用できない土地であることを確認しました。
農地区分につきましては、当該地が砂山集落内の住宅が連たんしている区域内にあり、第3種農地と判断しました。

場所につきましては、3ページ・4ページの位置図・案内図をご覧ください。

砂山集落センターから南西へ200m程に位置しており、集落を形成している宅地と阿賀野川の堤防に挟まれた土地であります。

5ページには更正図を掲載しております。申請地の東隣は申請者の山林となっております。

したがいまして、県の通達により事務局長専決による事務処理を行い、証明書を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法の適用を受けない事実確認証明書の交付について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の8番 齋藤 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

6ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転5件です。

受付番号14番、寺社新字菖蒲川（ショウブカワ）、地目は台帳・現況がともに田、地積485㎡、これを含めまして合計12筆で10,530㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。譲渡人から、耕作者へ買ってほしいと頼んだものです。

契約の内容は、総額で2,000,000円の売買による所有権移転です。

続きまして、7ページになります。

受付番号15番、新保字巾（ハバ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積596㎡です。

譲受・譲渡理由は「相手方の要望」と「財産処分」です。譲渡人が、畑ができなくなったので売るものです。

契約の内容は、総額で260,000円の売買による所有権移転です。

受付番号16番、高田、地目は台帳・現況がともに田、地積49㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「負債整理」です。

契約の内容は、総額で34,300円の売買による所有権移転です。

受付番号17番、保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積122㎡、これを含めまして合計2筆で425㎡です。

譲受・譲渡理由は「隣接地の取得」と「財産処分」です。所有者から貰ってほしいと頼んだものです。

契約の内容は、総額で100,000円の売買による所有権移転です。

受付番号19番、前山字一番割（イチバンワリ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,930㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

元々、何十年も前から譲受人が耕作しているが、この度、前山に地域集積の話が出たため、現状に合わせて手続きするものです。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が「権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に「権利取得後の農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第6 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書9ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について、説明をいたします。
受付番号12番、当初計画者は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、地目は台帳・現況がともに田、
地籍516㎡です。

当初計画内容は、搬出入路及び表土置場です。

事業計画変更の理由ですが、当初、砂利採取を行うための搬出入路及び表
土置場として使用してきましたが、今般、当該地を陸砂利採取申請すること
によるものです。

場所につきましては、10ページ・11ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線の安田ショッピングセンターウインディがあります阿賀野
市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。

12ページの更正図をご覧ください。塗りつぶしで表示しているところが
申請地です。

13ページは、変更前の土地利用計画図です。

14ページは、変更後の土地利用計画図です。太枠で囲われている部分
が、後ほど議案第3号で上がりますが、陸砂利採取地になります。

続きまして、15ページになります。

受付番号13番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、地目は台帳・現況がともに田、
地籍815㎡、これを含めまして合計18筆、8,366㎡です。

当初計画内容は、搬出入路及び表土置場です。

事業計画変更の理由ですが、当初、砂利採取を行うための搬出入路及び表
土置場として使用してきましたが、今般、2403・2404・2405・
2407の4筆を、陸砂利採取申請を行うため、計画面積が減少することによ
るものです。

変更前12,607㎡でしたが4筆減って8,366㎡になります。

場所につきましては、16ページ・17ページの位置図・案内図をご覧ください。
国道49号線沿いにあるマツモトキヨシ安田店の向かい当たりが搬
出入路入口となっておりまして、安田ホールの裏側を砂山集落の方の砂利採取
地へ向かいます。途中、新江用水路には仮設の橋をかけています。

18ページの更正図をご覧ください。申請地を塗りつぶして表示していま
す。

19ページは、変更前の土地利用計画図です。

20ページは、変更後の土地利用計画図です。変更箇所と記載されたところ
が、後ほど議案第3号で上がりますが、陸砂利採取する場所になります。

以上で、議案第2号事業計画変更の承認申請について、説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報
告をお願いいたします。

3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員(上松)

3番上松です。

先週24日に現地確認に行っていました。
受付番号12番と13番は、同じ事業の内容のものであり、きちんとした手続きを経て進んでいく件だと思われます。
現地も問題ないと見てまいりましたので、ご報告いたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

事務局
（長谷川）

質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。長谷川 主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

21ページをご覧ください。
議案3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。
受付番号27番、賃貸借権設定による一時転用です。
借り人・貸し人は記載のとおりです。
土地の所在が保田字砂山（スナヤマ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が1,048㎡、これを含めまして合計8筆で6,474㎡です。
転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです
工事期間が令和3年10月25日から令和5年4月24日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。
転用事由は、圃場整備を行い、より良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。
場所につきましては、22ページ・23ページの位置図・案内図をご覧ください。国道49号線の阿賀野市役所安田支所入口交差点から砂山集落方向へ300m程に位置しております。
24ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。
25ページは土地利用計画を掲載しております。

続きまして、26ページをご覧ください。
受付番号28番、賃貸借権設定による一時転用です。
借り人・貸し人は記載のとおりです。
土地の所在が上江端字下上ノ山（シモカミノヤマ）、地目は台帳・現況が

ともに田、地積1,137㎡、これを含めまして合計20筆で14,139.41㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和3年10月25日から令和5年4月24日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、27ページ・28ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落の北東方向の農地です。

29ページは更正図で、申請地を太枠で囲んで表示しております。

30ページは土地利用計画を掲載しております。

31ページは陸砂利採取計画全体の土地利用計画図です。今回の申請箇所は、斜線で表示しております。

続きまして、32ページをご覧ください。

受付番号29番、使用貸借による永久転用です。

借り人・貸し人は記載のとおりです。

土地の所在が榎船渡字越廻り（コシマワリ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積168㎡、これを含めまして合計2筆で217㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年10月1日から令和4年3月20日まで、農地区分につきましては、神山駅から概ね150mに位置しており第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は子供が大きくなり住宅建築の為の適所を探していましたが、今般、父から集落内の当該地使用貸借し住宅を新築するものです。

場所につきましては、33ページ・34ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区 榎船渡集落内、申請地は神山駅から北東へ150m程の榎船渡から船居へ行く道の踏切近くに位置しております。

35ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

36ページは土地利用計画図です。

37ページは排水計画図です。生活雑排水は公共下水道に接続します。雨水は父所有の農地に排水管を敷設し、畑脇を流れる排水路に流す計画となっております。

38ページは建物平面図、39ページ・40ページは立面図となっております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

27番案件について、3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松）

3番 上松です。

先ほどの議案第2号の受付12番、13番と同じ場所になります。

議案第2号の受付12番、13番との関係で、作業の終了した場所、作業中の場所などありましたが、問題ないと見てまいりました。

- 議長（小嶋） ありがとうございました。
続きまして、28番案件について、13番 松田 委員 より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（松田） 13番 松田です。
今回の申請位置については、今までの上江端前の採取は終わりました、今度は上江端裏ということで、地域では承知しているものであります。
今度は、そちらの区域の基盤整備を広げるといふ新しい地域であります。
運搬道路は、今までも許可済みであります、県道を乗り越えて、2度乗り越えるわけですが、運搬道路は、今でもこの場所まで来ているところでございます。
今は、前回の許可されたところを採取中ですが、今回の場所は、その隣接地でございます、今年は、稲の作付もなく、そのままの状態でございます。
許可後、採取に入るということで、現状そうになっておりましたので、これからの圃場整備、砂利取りになると見てまいりました。
以上であります。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。
続きまして、29番案件について、9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。
- 委員（菅井） 9番 菅井です。
この場所は、羽越本線と平行に道路、排水路があり、それに面した敷地内に、また平行にビニールハウスが建っているところです。
この場所の、ビニールハウスの東側に住宅を建てるという予定だそうです。
家の生活排水は公共下水道に繋ぎ、雨水は線路側の排水路に流すそうです。
ビニールハウスの東側に建てるということで、ハウスの日当たりが悪くなるという心配もありましたが、現地確認の際、ハウスの持ち主の方が居られまして、それは承知しているということでありますので、先ずは良しと見てまいりました。
以上です。
- 議長（小嶋） ありがとうございました。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入りますが、27番案件の譲渡人の一人は、6番 見尾田 委員となっております。
農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
- 委員 （ 「異議なし」 の声 ）
- 議長（小嶋） 異議がないようですので、そのようにいたします。
それでは、はじめに27番案件を審議いたしますので、6番 見尾田委員の退室をお願いいたします。

— 6 番 見尾田 委員 退室 —

議長（小嶋） 6 番 見尾田 委員が退室されましたので、27 番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。27 番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、27 番案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
6 番 見尾田 委員の入室をお願いいたします。

— 6 番 見尾田 委員 入室 —

議長（小嶋） 6 番 見尾田 委員が着席されましたので、続けます。
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。したがって、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
これで、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

議長（小嶋） 続きまして、日程第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局（斎藤） 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。
今月の受付状況は、賃貸借権設定、5 件、55 筆、67, 798.00㎡、農地中間管理権設定、10 件、107 筆、135, 612.35㎡となります。

それでは、最初に賃貸借権設定の案件です。

41ページをご覧ください。

左より受付番号、土地の所在地、台帳現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは41ページ、2番 和島字籠尻、台帳現況とも田、1, 553㎡
含め合計25筆、31, 984㎡を令和3年10月11日から令和6年10月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

続きまして、中間管理権設定の案件です。

48ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和3年10月9日から令和13年11月10日の設定となっておりますので、期間の読み上げは省略させていただきます。

それでは48ページ、1番 堀越字坂町、台帳畑、現況田、41㎡含め合計27筆、20, 444㎡を10a当り25, 000円で設定するものです。

51ページ、2番 駒林字善四郎谷内、台帳現況とも田、2, 250㎡含め合計8筆、14, 570㎡を10a当り23, 900円で設定するものです。

3番 上高田、台帳現況とも田、1, 500㎡含め合計10筆、16, 516㎡を10a当り24, 900円で設定するものです。

53ページ、4番 勝屋字細井、台帳現況とも畑、523㎡含め合計8筆5, 582. 35㎡を10a当り13, 000円で設定するものです

5番 駒林字土居内、台帳現況とも田、563㎡含め合計2筆713㎡を10a当り24, 000円で設定するものです。

54ページ、6番 駒林字土居内、台帳畑、現況田、325㎡含め合計3筆、1, 101㎡を10a当り24, 000円で設定するものです。

7番 天神堂字上興野、台帳現況とも田、713㎡含め合計17筆、26, 865㎡を10a当り27, 000円で設定するものです。

56ページ、8番 笹岡字砂押、台帳現況とも田、2, 018㎡含め合計23筆、39, 113㎡を10a当り23, 000円で設定するものです。

58ページ、9番 下里字鉄道上、台帳現況とも田、283㎡含め合計3筆、1, 128㎡を10a当り23, 900円で設定するものです。

59ページ、10番 天神堂字上興野、台帳現況とも田、1, 024㎡含め合計6筆9, 580㎡を10a当り23, 600円で設定するものです。

以上で、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、「農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するもの」であること。

利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である「農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行う」と認められること。

「農作業に、常時従事する」と認められること。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、「地域の農業者との適切な役割分担の下、

継続的かつ安定的に農業経営を行う」と見込まれること。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございました。
 事務局の説明が終わりました。
 これから審議に入ります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
 よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
 お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
 したがいまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
 続きまして、日程第9 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 特にございませぬ。

議長（小嶋） 事務局からは特にないようです。
 ここで、しばらく休憩いたします。

— 休 憩 — 14時07分から14時22分まで

議長（小嶋） それでは再開します。
 皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
 なお、事務局から諸連絡がありますので、よろしくお願いいたします。

— 14時24分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年 9月30日

議事録署名委員 14番 ⑩

議事録署名委員 15番 ⑩

議事録署名委員 17番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩